

議案第10号

口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報について

口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報について、別紙のとおり改正する。

平成17年 7月20日

沖縄県教育委員会

口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報の指定について

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定め、平成17年 月 日から施行する。

なお、平成15年2月14日沖縄県教育委員会告示第2号は、廃止する。

口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示の請求をすることができる期間	口頭により開示の請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜	学力検査の教科別得点及び合計得点	第2次募集の合格発表の日の翌日から1月を経過する日まで	各県立高等学校
沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜	学力検査の教科別得点及び合計得点	第2次募集の合格発表の日の翌日から1月を経過する日まで	沖縄県立沖縄水産高等学校
沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜	学力検査の教科別得点及び合計得点	合格発表の日の翌日から1月を経過する日まで	沖縄県立沖縄高等養護学校

備考 開示期間の末日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条に定める県の休日に当たるときは、当該開示期間は、その翌日をもって満了するものとする。

## (改正の理由)

平成15年度より沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜、沖縄県立沖縄水産高等学校専攻科（漁業科・機関科・無線通信科）入学者選抜及び沖縄県立沖縄高等養護学校入学者選抜の学力検査の得点については口頭開示を実施してきた。

今回、平成17年2月県議会定例会において沖縄県個人情報保護条例が改正され、この4月1日から施行しており、関連規則等を改正する必要がある。



## ○沖縄県個人情報保護条例

## 沖縄県個人情報保護条例

平成17年3月31日

条例第2号

沖縄県個人情報保護条例をここに公布する。

## 沖縄県個人情報保護条例

沖縄県個人情報保護条例（平成6年沖縄県条例第33号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第6条—第12条）
- 第3章 開示、訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第13条—第28条）
  - 第2節 訂正（第29条—第36条）
  - 第3節 利用停止（第37条—第42条）
  - 第4節 不服申立て（第43条—第46条）
- 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第47条—第52条）
- 第5章 沖縄県個人情報保護審査会（第53条—第60条）
- 第6章 雑則（第61条—第65条）
- 第7章 罰則（第66条—第70条）

## 附則

個人情報とは、基本的人権の保障及び個人の尊重の理念に基づき、最大限に保護されるべきものである。

情報処理及び通信技術の進歩を背景とした高度情報通信社会の進展は、医療、交通、環境、防災等における社会問題の解決に貢献し、また消費生活における各種サービスの提供を可能にするなど、県民生活に便利と豊かさをもたらしている。

しかし一方では、個人情報、が、広範に収集、蓄積、利用されることに伴って、自己に関する情報がどのように取り扱われているかを十分に知りたいという県民の要請が高まっており、これに対する積極的な対策が必要となっている。

このような認識の下に、個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報について、個人が自らコントロールする権利を実効的に保障し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を図るため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

3 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者をいう。

を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求及び開示の特例)

第26条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条第1項及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより直ちに開示するものとする。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第27条 実施機関は、他の法令等(情報公開条例を除く。以下この条において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が第25条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示されることとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第25条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第28条 第25条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書(同項ただし書の写しを含む。)の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第27条第1項の他の法令等の規定により開示を受けたもの

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から起算して90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第30条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

(4) その他実施機関の規則等で定める事項

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、当該訂正を求める内容が事実と合致することを証明する資料及び訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第31条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、